

2008年6月16日

綾瀬市「ハイムひまわり」火災についての基本的な考え方

障害のある人と援助者でつくる
日本グループホーム学会
代 表 室 津 滋 樹

私たち「障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会」は、障害のある人、援助者、家族、研究者、弁護士、建築関係者など幅広い人が集まってグループホームについて考え、研究し、暮らしやすいグループホームをつくっていこうと6年前に結成された団体です。

平成20年6月2日午前2時30分頃、神奈川県綾瀬市の知的障害者グループホーム「ハイムひまわり」で発生した火災は入居者3名が亡くなり、1名が重傷を負うという大惨事となりました。犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、犠牲になられた方々の思いを今後に生かしていくために、この火災については消防や警察による原因の究明だけではなく、なぜ、これほどの犠牲者がいる火事になったのか、建物の安全性の問題などを含めて、多角的な原因究明がなされる必要があります。

また、今回の火災で表面化した、障害者のグループホームは「施設」なのか「住まい」なのかという基本的な位置づけ、および建築基準法や消防法におけるグループホームの取り扱いについても検証がなされるべきであると考えます。

日本グループホーム学会では、6月12日（木）に現地調査を行いました。短時間の調査ではありましたが、その中でもいくつかの問題点が浮かび上がってきました。

- (1) スタッフの勤務体制(夜間支援体制)の問題
- (2) 建物の安全性の問題
- (3) グループホーム設立時の問題（立地条件や設備の安全性について相談したり、評価するしくみがないこと）
- (4) 消防法上のグループホームの位置づけの問題（グループホームは「共同住宅」なのか「福祉施設」なのか「一般住宅」なのか）
- (5) 地域で起こりうるリスクに備えるための関係者向け研修等のしくみがないこと
- (6) 入居者自身が様々なリスクから身を守る方法を身につける取組がないこと

必要なのは住宅という位置づけであり、住宅火災に対する備えではないか

グループホームでは、障害のある人たちの「地域の中で暮らし続けたい」という思いを実現するために、長い間、実践が積み重ねられてきました。その結果、グループホームは「特別な施設」ではなく「普通の住まい」として地域の中に存在し、また入居者は「一人の市民」として、地域の人たちと同じように暮らしています。

今回、ハイムひまわりで起きた火災は、深夜、寝ている時におきた事故であり、障害者でなくても、だれもが命を奪われる危険をはらんでいたのではないかと思います。

6月12日の調査で「ハイムひまわりに入居している人たちは自力避難が可能な人たち」とのことであり、「同居が必要な状況ではなく念のために置いていた。夜間支援については夜勤とか同居ではなく、夜間巡回があれば暮らしていける人たちであった」とうかがっています。このような場合、障害があることで必要な対策ではなく、障害があろうとなかろうと、だれにとっても必要な対策（深夜寝ている状態で火災に早く気づくための対策）を検討する必要があると考えます。

火災が発生した当初から報道においても、消防庁においても、「障害者のいる場所で起きたこと＝障害があるゆえの特別な対応が必要」と考えられてきたように思われます。

消防庁は、平成16年の建物火災による死者のうち、住宅火災（一般住宅・共同住宅および併用住宅）による死者数は89.6%を占めること、そのうちの約6割が逃げ遅によるものとし、なかでも22時～6時までの睡眠時間における死者が4割を占めると発表しています。そしてこの対策として、火災の早期発見が必要として、住宅用火災警報器の設置を義務付けることになっています。（別紙参照）住宅用火災警報器の設置場所として、寝室と寝室がある階の階段には必ず設置することが義務付けられています。

今回のハイムひまわりの火災についても、火元が階段付近であるとすれば、火災の早期発見に必要な防火設備は住宅用火災警報器でよかったのではないでしょうか。グループホームは障害のある人たちの特別な場所と考えるのではなく、一般住宅に必要な対策をとることが必要と考えます。

障害は一律ではない。

今回の火災で亡くなられた入居者のご家族や地域の人たちのお話から、それぞれがグループホームで地域の人たちと交わりながら豊かな人生を営まれていた様子がうかがえます。

全国各地にグループホームが増えることにより、身近なところにグループホームがあるのがごく自然な風景となってきました。グループホームに暮らす障害者や高齢者が、地域の人たちと自然にかかわりながら地域の人たちに支えられて暮らし、同時に地域を障害者や高齢者と共生する地域へと変ってきたのです。

グループホームは障害のある人たちにとってかけがえのない生活の場であると同時に、自己実現の場です。今回の火災によって、自分の家の隣にグループホームができることに反対がおきたり、障害者や高齢者を危険視するような風潮がおきたり、またグループホームの普及にブレーキがかかるような事態とならないことを強く願っております。

一方、ハイムひまわりの火災のとの報道では、障害者のいるところでなぜ夜勤者がいなかったのかとか、障害者だけでいることが危険だという論調も多くみられました。

地域で暮らしている障害者の中には、常時、援助者がそばにいる必要がない人たちもたくさんいます。障害のある人と言っても、自力で避難することが可能な人もいれば、一人で避難することが困難な人、音が聞こえなかったり、目が見えないために状況把握が難しい人、精神的に不安定になりやすい人、危険な状態がわかる人、危険回避が難しい人、普段はわかるが切迫した状態になると見えられなくなる人など、その状況は様々です。火災から身を守るために何が必要かを考えるときに、一律に「障害者」でくくってしまっては、それぞれの抱えているリスクに適切に対応することはむずかしくなってしまいます。

消防庁の対応について

平成 19 年 6 月 13 日に公布された消防法施行令の改正とともに現在の状況ですが、新施行令ではグループホーム・ケアホームは福祉施設と位置付けられており、消防庁は、小規模施設に対応する自動火災報知設備および火災報知設備等を検討中であり、平成 21 年 4 月 1 日の施行令改正に向けて準備が行われている段階であると理解しております。（経過については別紙参照）

ところが今回、ハイムひまわりについて、神奈川県が現行の消防法施行令の（5）項口「共同住宅」として取り扱ってきたことに対して、消防庁は（6）項口に該当するとし、ハイムひまわりに対して（5）項口から（6）項口に変更をしていないことについて、違反であるとの見解を示しています。さらに新聞報道では、消防庁は、「グループホーム・ケアホームは実態として障害者が多数おり福祉施設に該当する」「グループホーム・ケアホームは基本的に規制の対象となる」と述べていることを報じています。

これが事実ならば、今回の消防庁の対応は、これまでいいとしてきたことを、あとから遡ってダメだと言っているように思われます。

現行の施行令では、障害者グループホームおよびケアホームは（6）項口の「(6)口老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。）、身体障害者福祉センター、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行なう施設」には該当しないと思われます。だからこそ、施行令等改正が必要になったのではないでしょうか。施行をまたずに解

訳を変更するのは無理があると思われます。

平成18年に発生した大村市の高齢者グループホームの火災の後も、消防庁は全国のグループホームに対して調査を行っております。その時にどのようなグループホームがどこにあるかということについては各消防署で把握しているはずです。その時には（6）項口に該当するので変更が必要という指摘も指導もなされていなかったにもかかわらず、後から遡って違反だとするのは、混乱を生むだけであり、前向きな対策とはならないのではないでしょうか。

また今回の火災に関連して消防庁がおこなっている全国調査に際し、各グループホームに口頭で伝えられた内容にも誤りが多く、調査項目の中に誤解を招きやすいところもあります。（別紙参照）

大家さんが不安を感じてグループホームを借りる話が困難になったり、改正後も自動火災報知設備の設置が必要ないケースであっても、現在、つけなければいけないと指導されたという事例が報告されています。

何よりもその後の混乱と誤解の中で、グループホームに違反が多くあったというような発表が報道されることによりグループホームへの社会的な信頼は失われ、法規を守っていない事業所がたくさんあるかのように思われることは、障害のある人たちの生活の場を作ることに尽力してきた多くの関係者や障害のある人、その家族に対する不利益をもたらすことになるのではないかと懸念いたします。

まとめ

この火災がこれほど大きな犠牲者を出した背景に、現在の制度やしくみのあり方が複雑に関わっており、それらが複合化して大きな惨事に至ったのではないかと考えます。ハイツひまわりを運営していた法人や個人のみに責任があるとして終わらせるのではなく、本質的な原因を究明し、問題点を解明することが必要です。

グループホームとは一体何なのか、地域生活とは何なのか、障害者への援助とは何なのか、それが問われているのだと思います。

障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会

事務局：〒187-8570 東京都小平市小川町 1-830

白梅学園短期大学 堀江研究室内

FAX 042-346-5644

E-mail mayumi@shiraume.ac.jp